

令和 8 年度地方独立行政法人大月市立中央病院障害者優先調達推進方針

令和 8 年 8 月 1 日策定

地方独立行政法人大月市立中央病院（以下「当院」という。）では、「国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品および役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を、次のとおり定める。

1 適用範囲

この調達方針は、当院が物品等を調達する場合に適用する。

2 調達方針の対象となる施設等

この調達方針の対象は、障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する施設等とする。

3 調達の対象となる施設等

調達の対象となる施設は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の施設等とする。

- ◆ 障害者支援施設
- ◆ 地域活動支援センター
- ◆ 生活介護事業所
- ◆ 就労移行支援事業所
- ◆ 就労継続支援事業所（A 型/B 型）
- ◆ 小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）
- ◆ 特例子会社（法施行令（平成 25 年法令第 22 号）第 1 条第 1 項に定める事業所）
- ◆ 重度障害者多数雇用事業所（法施行令第 1 条第 2 項に定める事業所）
- ◆ 在宅就業障害者
- ◆ 在宅就業支援団体

4 調達物品等

とくに分野を定めることなく、調達に努める。

5 調達目標

調達の目標は、前年度の実績を上回ることとする。

令和 7 年度 調達実績

種別	実績額
物品	494,560 円
役務	0 円
合計	494,560 円

6 調達方針および実績の公表

調達方針は、当該年度の予算や事業等を勘案して毎年度見直しを行い、当院ホームページで公表する。

調達実績については、取りまとめ後、当院ホームページで公表する。